

令和3年4月1日 環政経発第2104018号
改正 令和4年4月1日 環政経発第2203251号
改正 令和5年4月1日 環政経発第2303311号

脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業実施要領

第1. 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業）交付要綱（令和3年4月1日付環政経発第2104017号。以下「要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、脱炭素社会構築に資する機器（以下「脱炭素機器」という。）の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的とする。

第2. 業務内容

補助事業者は、リース料の低減を通じ脱炭素機器の普及を促進することによって地球環境の保全に資するため、環境大臣が一定の要件を満たすと認めたリース事業者（以下「指定リース事業者」という。）であって脱炭素機器をリースにより提供するものに対して補助金を交付する事業を行う。

第3. 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別添の表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の中欄に掲げる基準を満たす脱炭素機器をリースにより導入する事業とし、補助事業者は、これらに要する経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

ただし、国による機器購入に係る他の補助金との併用は不可とする。

(2) 補助率

別添の表に掲げる補助率（以下「基準補助率」という。）を基準として、次に掲げる要件ごとに設定する補助率を適用する。

① 指定リース事業者のESGを考慮する取組に関する要件

次のアからエの要件のいずれかに該当する場合は基準補助率を適用し、オまたはカの要件に該当する場合は基準補助率に1%を上乗せした補助率を適用する。

ア リースを実施するに当たり、リース先のESG要素に基づくリスクと機会を把握し対話を行う（エンゲージメント）、又はESG要素を考慮してリース先を選定する。

- イ 与信審査等においてESG要素を織り込む（インテグレーション）。
- ウ 関連する国内外のイニシアチブに賛同している（例：SBT、RE100、REAction、UNEP FI、PRI、PRB、TCFD、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）等）。
- エ ESG関連の専門部署や専任者等を配置したうえで、当該部署又は専任者等が本業におけるESGの取組を推進することを目的として部署横断的に業務を実施する等組織的な体制を構築している。
- オ 本業においてESGに関する目標設定※、方針設定、戦略策定等を行い、公表している。

※ESGに関する目標設定とは例えば、ESGやSDGsに資するリース商品に関する目標、CO2排出量の削減目標、低炭素設備のリース取扱残高に対する目標（低炭素設備リース信用保険制度の加入要件）などの具体的な数値の公表状況を勘案する等。

- カ 組織的に与信審査等においてESG要素を織り込む（インテグレーション）。
- ② 中小企業等によるサプライチェーン上の脱炭素化に資する取組に関する要件
 - 次のアまたはイの要件に該当する場合は基準補助率を適用し、ウまたはエの要件に該当する場合は基準補助率に1%を上乗せした補助率を適用する。
 - ア サプライチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われており、大企業等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。
 - イ 脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取り組んでおり、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。
 - ウ サプライチェーン全体でパリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しており、当該サプライチェーン内の中小企業等がその達成に向けて取り組んでいる。
 - エ サプライチェーン内の中小企業等が中小企業版SBT、REAction等、パリ協定に整合する目標※を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。または、環境経営マネジメントを通じて脱炭素化に向けて取り組んでいる等、サプライチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。

要件種類	サプライチェーンの目標設定		中小企業等の目標設定	
	自主目標	パリ協定整合	自主目標	パリ協定整合
ア	○	×	○	×
イ	×	×	○	×
ウ	—	○	—	○
エ	×	×	—	○

なお、①においてオまたはカの要件に該当し、且つ②においてウまたはエの要件に

該当する場合は基準補助率に2%を上乗せした補助率を適用する。

※パリ協定に整合する具体的目標とは例えば、削減目標として「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す。また、2050年目標と整合的で野心的な目標として、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減すること、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこと」を目指す等。

(3) 間接補助金の交付の申請者

(1) の脱炭素機器をリースにより提供する指定リース事業者に対して助成を行う。

ただし、リース先は中小企業又は個人事業主等とし、補助事業者による補助金の交付決定に際しては、補助金相当額がリース料の低減に反映されていることをリース契約書等の申請書類で確認できるものであること。

なお、「中小企業」とは、資本金3億円以下の企業をいう。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

ウ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

エ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

オ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで、第19条並びに第20条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第15条又は16条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接補助金交付先の採択等

補助事業者は、環境省が採択した「令和5年度脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業費補助金」に係る指定リース事業者に対し、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4. 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して60日以内に、補助事業の実施により実現された二酸化炭素削減効果その他二酸化炭素削減効果に関連する情報に関する事業報告書を環境省総合環境政策統括官に提出しなければならない。

第5. 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十一号イ、ウ及びエに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6. その他

補助事業者は、専ら産業の用に供される脱炭素機器以外の脱炭素機器の普及を積極的に促進する観点から補助金の交付方法を検討するものとし、具体的な交付方法は環境省総合環境政策統括官の承認を受けて別途定めるものとする。

また、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、環境省総合環境政策統括官

の承認を受けて別途定めるものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用し、令和3年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用し、令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

(別添)

機器、装置 又は設備	改正前	補助率																																																																																	
高効率蒸気ボイラ	蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれかーに該当するもの、但し、使用熱源は、都市ガス、LPガスに限る。 イ 発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの ロ 供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するものうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が92パーセント以上のもの	3パーセント																																																																																	
高効率温水ボイラ	供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が90パーセント以上のもの、但し、使用熱源は、都市ガス、LPガスに限る。	3パーセント																																																																																	
熱電併給型動力発生装置	<p>ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち、日本産業規格B8121に定めるコージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率又は発電効率(発電端)のいずれかが、次の表に掲げる基準(低位発熱量基準)以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="386 602 746 676"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合効率</td> <td>発電効率</td> </tr> <tr> <td>82パーセント</td> <td>41パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	基準		総合効率	発電効率	82パーセント	41パーセント	4パーセント																																																																											
基準																																																																																			
総合効率	発電効率																																																																																		
82パーセント	41パーセント																																																																																		
高効率電動機	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第18条第27号に掲げる交流電動機のうち、交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成26年経済産業省告示第218号)の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="386 815 1059 1845"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>〈目標基準値〉</th> </tr> <tr> <th>定格周波数 又は基底周波数</th> <th>定格出力</th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">60ヘルツ</td> <td>0.75キロワット以上0.925キロワット未満</td> <td>85.5</td> </tr> <tr> <td>0.925キロワット以上1.85キロワット未満</td> <td>86.5</td> </tr> <tr> <td>1.85キロワット以上4.6キロワット未満</td> <td>89.5</td> </tr> <tr> <td>4.6キロワット以上9.25キロワット未満</td> <td>91.7</td> </tr> <tr> <td>9.25キロワット以上13キロワット未満</td> <td>92.4</td> </tr> <tr> <td>13キロワット以上16.75キロワット未満</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>16.75キロワット以上26キロワット未満</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td>26キロワット以上33.5キロワット未満</td> <td>94.1</td> </tr> <tr> <td>33.5キロワット以上41キロワット未満</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>41キロワット以上50キロワット未満</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>50キロワット以上100キロワット未満</td> <td>95.4</td> </tr> <tr> <td>100キロワット以上130キロワット未満</td> <td>95.8</td> </tr> <tr> <td>130キロワット以上375キロワット以下</td> <td>96.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">50ヘルツ</td> <td>0.75キロワット</td> <td>82.5</td> </tr> <tr> <td>1.1キロワット</td> <td>84.1</td> </tr> <tr> <td>1.5キロワット</td> <td>85.3</td> </tr> <tr> <td>2.2キロワット</td> <td>86.7</td> </tr> <tr> <td>3キロワット</td> <td>87.7</td> </tr> <tr> <td>4キロワット</td> <td>88.6</td> </tr> <tr> <td>5.5キロワット</td> <td>89.6</td> </tr> <tr> <td>7.5キロワット</td> <td>90.4</td> </tr> <tr> <td>11キロワット</td> <td>91.4</td> </tr> <tr> <td>15キロワット</td> <td>92.1</td> </tr> <tr> <td>18.5キロワット</td> <td>92.6</td> </tr> <tr> <td>22キロワット</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>30キロワット</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td>37キロワット</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>45キロワット</td> <td>94.2</td> </tr> <tr> <td>55キロワット</td> <td>94.6</td> </tr> <tr> <td>75キロワット</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>90キロワット</td> <td>95.2</td> </tr> <tr> <td>110キロワット</td> <td>95.4</td> </tr> <tr> <td>132キロワット</td> <td>95.6</td> </tr> <tr> <td>160キロワット</td> <td>95.8</td> </tr> <tr> <td>200キロワット以上375キロワット以下</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>備考参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 測定して得られたエネルギー消費効率の値に、表(1)及び表(2)に掲げる係数aからfをそれぞれ乗じ、小数点以下2桁を四捨五入した数値で評価を行うものとする。なお、表(1)に掲げる定格出力以外の出力の場合(60ヘルツ)、その出力の前後にある表(1)の定格出力間の中間点以上となるものにあつては高い定格出力の係数aからcを、中間点未満となるものにあつては低い定格出力の係数aからcを用いることとする。</p>	区分		〈目標基準値〉	定格周波数 又は基底周波数	定格出力	基準エネルギー消費効率	60ヘルツ	0.75キロワット以上0.925キロワット未満	85.5	0.925キロワット以上1.85キロワット未満	86.5	1.85キロワット以上4.6キロワット未満	89.5	4.6キロワット以上9.25キロワット未満	91.7	9.25キロワット以上13キロワット未満	92.4	13キロワット以上16.75キロワット未満	93	16.75キロワット以上26キロワット未満	93.6	26キロワット以上33.5キロワット未満	94.1	33.5キロワット以上41キロワット未満	94.5	41キロワット以上50キロワット未満	95	50キロワット以上100キロワット未満	95.4	100キロワット以上130キロワット未満	95.8	130キロワット以上375キロワット以下	96.2	50ヘルツ	0.75キロワット	82.5	1.1キロワット	84.1	1.5キロワット	85.3	2.2キロワット	86.7	3キロワット	87.7	4キロワット	88.6	5.5キロワット	89.6	7.5キロワット	90.4	11キロワット	91.4	15キロワット	92.1	18.5キロワット	92.6	22キロワット	93	30キロワット	93.6	37キロワット	93.9	45キロワット	94.2	55キロワット	94.6	75キロワット	95	90キロワット	95.2	110キロワット	95.4	132キロワット	95.6	160キロワット	95.8	200キロワット以上375キロワット以下	96	その他		備考参照	2パーセント
区分		〈目標基準値〉																																																																																	
定格周波数 又は基底周波数	定格出力	基準エネルギー消費効率																																																																																	
60ヘルツ	0.75キロワット以上0.925キロワット未満	85.5																																																																																	
	0.925キロワット以上1.85キロワット未満	86.5																																																																																	
	1.85キロワット以上4.6キロワット未満	89.5																																																																																	
	4.6キロワット以上9.25キロワット未満	91.7																																																																																	
	9.25キロワット以上13キロワット未満	92.4																																																																																	
	13キロワット以上16.75キロワット未満	93																																																																																	
	16.75キロワット以上26キロワット未満	93.6																																																																																	
	26キロワット以上33.5キロワット未満	94.1																																																																																	
	33.5キロワット以上41キロワット未満	94.5																																																																																	
	41キロワット以上50キロワット未満	95																																																																																	
	50キロワット以上100キロワット未満	95.4																																																																																	
	100キロワット以上130キロワット未満	95.8																																																																																	
	130キロワット以上375キロワット以下	96.2																																																																																	
50ヘルツ	0.75キロワット	82.5																																																																																	
	1.1キロワット	84.1																																																																																	
	1.5キロワット	85.3																																																																																	
	2.2キロワット	86.7																																																																																	
	3キロワット	87.7																																																																																	
	4キロワット	88.6																																																																																	
	5.5キロワット	89.6																																																																																	
	7.5キロワット	90.4																																																																																	
	11キロワット	91.4																																																																																	
	15キロワット	92.1																																																																																	
	18.5キロワット	92.6																																																																																	
	22キロワット	93																																																																																	
	30キロワット	93.6																																																																																	
	37キロワット	93.9																																																																																	
	45キロワット	94.2																																																																																	
	55キロワット	94.6																																																																																	
	75キロワット	95																																																																																	
	90キロワット	95.2																																																																																	
110キロワット	95.4																																																																																		
132キロワット	95.6																																																																																		
160キロワット	95.8																																																																																		
200キロワット以上375キロワット以下	96																																																																																		
その他		備考参照																																																																																	

表(1)60ヘルツにおける出力別係数

定格出力 [キロワット]	2極 係数a	4極 係数b	6極 係数c
0.75	1.1104	1.0000	1.0364
1.1	1.0298	1.0000	0.9886
1.5	1.0117	1.0000	0.9774
2.2	1.0347	1.0000	1.0000
3.7	1.0113	1.0000	1.0000
5.5	1.0246	1.0000	1.0077
7.5	1.0166	1.0000	1.0077
11	1.0154	1.0000	1.0076
15	1.0220	1.0000	1.0142
18.5	1.0207	1.0000	1.0065
22	1.0207	1.0000	1.0065
30	1.0184	1.0000	1.0000
37	1.0161	1.0000	1.0043
45	1.0150	1.0000	1.0053
55	1.0192	1.0000	1.0095
75	1.0138	1.0000	1.0042
90	1.0042	1.0000	1.0042
110	1.0084	1.0000	1.0000
150	1.0084	1.0000	1.0042
185~375	1.0042	1.0000	1.0042

表(2)50ヘルツにおける出力別係数

定格出力 [キロワット]	2極 係数d	4極 係数e	6極 係数f
0.75	1.0223	1.0000	1.0456
1.1	1.0169	1.0000	1.0383
1.5	1.0131	1.0000	1.0339
2.2	1.0093	1.0000	1.0285
3	1.0069	1.0000	1.0245
4	1.0057	1.0000	1.0207
5.5	1.0045	1.0000	1.0182
7.5	1.0033	1.0000	1.0146
11	1.0022	1.0000	1.0120
15	1.0022	1.0000	1.0099
18.5	1.0022	1.0000	1.0098
22	1.0032	1.0000	1.0087
30	1.0032	1.0000	1.0075
37	1.0021	1.0000	1.0064
45	1.0021	1.0000	1.0053
55	1.0032	1.0000	1.0053
75	1.0032	1.0000	1.0042
90	1.0021	1.0000	1.0032
110	1.0021	1.0000	1.0032
132	1.0021	1.0000	1.0021
160	1.0021	1.0000	1.0021
200~375	1.0021	1.0000	1.0021

2 表中その他の区分の基準エネルギー消費効率Eは、次の式で算出された値とする。

$$E = A_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_0 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_0$$

ここで、E: 基準エネルギー消費効率(単位パーセント)

P_N : 定格出力(単位キロワット)

P_C : 1(単位キロワット)

A_0 : 0.0773、 B_0 : -1.8951、 C_0 : 9.2984、 D_0 : 83.7025(補間係数)

ただし、極数が2極又は6極のものについては、測定して得られたエネルギー消費効率の値に、2極であれば係数gを、6極であれば係数hを乗じて算出された値(小数点以下のものとする)。

$$\text{係数}g = (A_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_0 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_0) / (A_1 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_1 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_1 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_1)$$

ここで、 P_N : 定格出力(単位キロワット)

P_C : 1(単位キロワット)

A_1 : 0.3569、 B_1 : -3.3076、 C_1 : 11.6108、 D_1 : 82.2503(補間係数)

$$\text{係数}h = (A_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_0 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_0 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_0) / (A_2 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^3 + B_2 \times (\log_{10}(P_N/P_C))^2 + C_2 \times \log_{10}(P_N/P_C) + D_2)$$

ここで、 P_N : 定格出力(単位キロワット)

P_C : 1(単位キロワット)

A_2 : 0.1252、 B_2 : -2.6130、 C_2 : 11.9963、 D_2 : 80.4769(補間係数)

高効率電動機
(つづき)

3 3定格(6定格)を含み出荷する場合、200ボルト/60ヘルツ(400ボルト/60ヘルツ)については、測定して得られたエネルギー消費効率の値に、次の表に掲げる係数i~kをそれぞれ乗じ、小数点以下2桁を四捨五入した数値で評価を行うものとする。なお、3定格と6定格の定義は以下のとおり。
3定格: 200ボルト/50ヘルツ、200ボルト/60ヘルツ、220ボルト/60ヘルツ、400ボルト/50ヘルツ、400ボルト/60ヘルツ及び440ボルト/60ヘルツ
6定格: 200ボルト/50ヘルツ、200ボルト/60ヘルツ、220ボルト/60ヘルツ、400ボルト/50ヘルツ、400ボルト/60ヘルツ及び440ボルト/60ヘルツ

定格出力 [キロワット]	2極 係数i	4極 係数j	6極 係数k
0.75	1.1325	1.0130	1.0452
1.1	1.0485	1.0188	1.0023
1.5	1.0298	1.0188	0.9900
2.2	1.0468	1.0147	1.0170
3.7	1.0229	1.0147	1.0170
5.5	1.0362	1.0099	1.0246
7.5	1.0246	1.0099	1.0246
11	1.0244	1.0109	1.0221
15	1.0310	1.0142	1.0288
18.5	1.0286	1.0119	1.0207
22	1.0286	1.0119	1.0207
30	1.0262	1.0107	1.0107
37	1.0227	1.0107	1.0150
45	1.0215	1.0106	1.0128
55	1.0258	1.0032	1.0171
75	1.0192	1.0032	1.0117
90	1.0095	1.0032	1.0117
110	1.0138	1.0042	1.0074
150	1.0126	1.0042	1.0116
185~375	1.0084	1.0042	1.0116

高効率変圧器

省エネ法施行令第18条第18号に掲げる変圧器のうち、変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成24年経済産業省告示第71号)の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないものに限る。なお、日本産業規格C4304及びC4306に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の右辺に、油入変圧器にあっては1.10を、モールド変圧器にあっては1.05をそれぞれ乗じた式として取り扱うものとする。

2パーセント

区分				基準エネルギー消費効率
変圧器の種類	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50ヘルツ	—	$E=11.2S^{0.732}$
		60ヘルツ	—	$E=11.1S^{0.725}$
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500キロボルトアンペア超	$E=11.1S^{0.809}$
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500キロボルトアンペア超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50ヘルツ	—	$E=16.9S^{0.674}$
		60ヘルツ	—	$E=15.2S^{0.691}$
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500キロボルトアンペア超	$E=22.7S^{0.718}$
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500キロボルトアンペア超	$E=19.4S^{0.737}$

(備考)

- 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
- 3 E及びAは、次の数値を表すものとする。

E: 基準エネルギー消費効率

S: 定格容量(単位キロボルトアンペア)

高効率切削加工機

被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないものに限る。

1パーセント

高効率研削盤

外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないものに限る。

1パーセント

高効率特殊加工機

レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないものに限る。

1パーセント

高効率液圧プレス

ラムを駆動させる油圧ポンプ用モータを有する液圧プレスのうち、サーボモータ又はインバータ方式により油圧制御を行うものに限る。

1パーセント

サーボ駆動式機械プレス

サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させる機械プレスをいう。

1パーセント

高効率鍛造機

鍛造機のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。
イ サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させるもの
ロ サーボモータ又はインバータ方式による油圧制御によりラムを駆動させるもの

1パーセント

高効率射出成形機

型開閉機構、計量機構、射出機構のいずれかにおいて次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。
イ サーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの。
ロ 電動化機構により型開閉、計量、射出のいずれかを行うもの。

1パーセント

低燃費型建設機械	<p>土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械であって、次のイからハまでのいずれかーに該当するものに限る。</p> <p>イ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号。以下「オフロード法」という。)第2条第1項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第12条第1項又は第2項の適用を受けるものであって、次の①又は②のいずれかーに該当するもの。</p> <p>①原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能(エネルギー回生機能)を備えた油圧シヨベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p> <p>②内燃機関により発電機を稼働し、発電された電気エネルギーを動力として電動機を駆動(発電式)するブルドーザであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p> <p>ロ 蓄電装置に充電した電気エネルギーを動力として電動機を駆動(バッテリー式)する油圧シヨベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p> <p>ハ 有線により外部から供給される電力を動力として電動機を駆動(有線式)する油圧シヨベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p>	2パーセント
高効率業務用厨房機器	<p>業務の用に供する厨房機器のうち、次のイからニまでのいずれかーに該当するものに限る。</p> <p>イ 内炎式バーナ又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナを搭載したもの</p> <p>ロ 低輻射型ガス厨房機器(燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。)</p> <p>ハ 電磁誘導加熱方式によるもの</p> <p>ニ ヒートポンプ加熱方式による廃熱回収装置を有するもの</p>	4パーセント
高効率燃焼式工業炉	燃焼式工業炉のうち、廃熱回収装置(リジェネバーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。)を有するものに限る。	2パーセント
高効率電気式工業炉	電気式工業炉のうち、ソリッドステート型変換装置を有するものに限る。	2パーセント
断熱強化型工業炉	工業炉のうち、新たに炉床から建設するもので、炉底部を除く炉内部壁の面積の80パーセント以上の部分が断熱物質(かさ密度の加重平均値が0.60以下のものに限る。)によって構成されているものに限る。	2パーセント
原材料予熱型工業炉	工業炉のうち、炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱するものに限る。	2パーセント
高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	燃焼装置のうち、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するものに限る。	2パーセント
高効率生型造型機	生砂を用いて鑄型を造型する機械のうち、生砂の投入量を自動的に調整する機能を有するものに限る。	2パーセント
高効率砂処理機械	砂処理機械のうち、熱再生機構を有しないものに限る。	2パーセント
高効率中子除去装置	中子除去装置のうち、高速振動機及びノッカー機構を有するものに限る。	2パーセント
省エネルギー型ダイカストマシン	<p>ダイカストマシンのうち、次のイ又はロのいずれかーに該当するものに限る。</p> <p>イ サーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの</p> <p>ロ 電動化機構により型締、押出又は射出を行うもの</p>	2パーセント
高効率溶解設備	<p>次のイ又はロのいずれかーに該当するものに限る。</p> <p>イ 高効率熱交換器を有するキューボラ</p> <p>ロ 予熱機構を有する電気溶解設備</p>	2パーセント
高効率吸収式冷凍機	空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格消費熱電効率(日本工業規格B8622に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.29以上のものに限る。	4パーセント
高効率吸収式冷温水機	空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.2以上のものに限る。	4パーセント
廃熱投入型吸収式冷温水機	冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するものうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が1.2以上のものに限る。	4パーセント
高効率ヒートポンプ熱源機	<p>次のイ又はロのいずれかーに該当するものに限る。</p> <p>イ 冷水又は冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。</p> <p>ロ 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.8以上のものに限る。</p>	4パーセント

高効率業務用エアコン ディショナー	<p>省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成21年経済産業省告示第213号)に定める業務用エアコンディショナーであって、同告示3(3)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="355 264 1091 1312"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">基準 エネルギー 消費効率</th> </tr> <tr> <th>形態及び 機能</th> <th>室内機 の種類</th> <th>冷房能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">複数組合せ 形のもの及び 下記以外の もの</td> <td rowspan="4">四方向カセット 形</td> <td>3.6キロワット未満</td> <td>E=6.0</td> </tr> <tr> <td>3.6キロワット以上10.0キ ロワット未満</td> <td>$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$</td> </tr> <tr> <td>10.0キロワット以上20.0 キロワット未満</td> <td>$E=6.0-0.12 \times (A-10)$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0 キロワット以下</td> <td>$E=5.1-0.060 \times (A-20)$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四方向カセット 形以外</td> <td>3.6キロワット未満</td> <td>E=5.1</td> </tr> <tr> <td>3.6キロワット以上10.0キ ロワット未満</td> <td>$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$</td> </tr> <tr> <td>10.0キロワット以上20.0 キロワット未満</td> <td>$E=5.1-0.10 \times (A-10)$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0 キロワット以下</td> <td>$E=4.3-0.050 \times (A-20)$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">マルチタイプ のもので室 内機の運転 を個別制御 するもの</td> <td>10.0キロワット未満</td> <td>E=5.7</td> </tr> <tr> <td>10.0キロワット以上20.0 キロワット未満</td> <td>$E=5.7-0.11 \times (A-10)$</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上40.0 キロワット未満</td> <td>$E=5.7-0.065 \times (A-20)$</td> </tr> <tr> <td>40.0キロワット以上50.4 キロワット以下</td> <td>$E=4.8-0.040 \times (A-40)$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">室内機が床 置きでダクト 接続形のも の及びこれに 類するもの</td> <td rowspan="2">直吹き形</td> <td>20.0キロワット未満</td> <td>E=4.9</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0 キロワット以下</td> <td>E=4.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダクト形</td> <td>20.0キロワット未満</td> <td>E=4.7</td> </tr> <tr> <td>20.0キロワット以上28.0 キロワット以下</td> <td>E=4.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。 2「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。 3E及びAは次の数値を表すものとする。 E: 基準エネルギー消費効率(単位: 年間エネルギー消費効率) A: 冷房能力(単位: キロワット)</p>	区分			基準 エネルギー 消費効率	形態及び 機能	室内機 の種類	冷房能力	複数組合せ 形のもの及び 下記以外の もの	四方向カセット 形	3.6キロワット未満	E=6.0	3.6キロワット以上10.0キ ロワット未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$	10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$	20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$	四方向カセット 形以外	3.6キロワット未満	E=5.1	3.6キロワット以上10.0キ ロワット未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$	10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$	20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$	マルチタイプ のもので室 内機の運転 を個別制御 するもの	10.0キロワット未満	E=5.7	10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	20.0キロワット以上40.0 キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	40.0キロワット以上50.4 キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$	室内機が床 置きでダクト 接続形のも の及びこれに 類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	E=4.9	20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	E=4.9	ダクト形	20.0キロワット未満	E=4.7	20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	E=4.7	4パーセント
区分			基準 エネルギー 消費効率																																													
形態及び 機能	室内機 の種類	冷房能力																																														
複数組合せ 形のもの及び 下記以外の もの	四方向カセット 形	3.6キロワット未満	E=6.0																																													
		3.6キロワット以上10.0キ ロワット未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$																																													
		10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$																																													
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$																																													
	四方向カセット 形以外	3.6キロワット未満	E=5.1																																													
		3.6キロワット以上10.0キ ロワット未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$																																													
		10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$																																													
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$																																													
マルチタイプ のもので室 内機の運転 を個別制御 するもの	10.0キロワット未満	E=5.7																																														
	10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$																																														
	20.0キロワット以上40.0 キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$																																														
	40.0キロワット以上50.4 キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$																																														
室内機が床 置きでダクト 接続形のも の及びこれに 類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	E=4.9																																													
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	E=4.9																																													
	ダクト形	20.0キロワット未満	E=4.7																																													
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	E=4.7																																													
蓄熱式空気調和装置	空気調和用の冷温水を供給する空気調和装置であって、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するもの のうち、定格日量冷却効率(定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をい う。以下同じ。)又は定格日量加熱効率(定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得 た数値をいう。以下同じ。)が2.2以上のものに限る。	4パーセント																																														
氷蓄熱式空気調和機	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1の室外機につき、2以上の室内機(室内の温度を個別に設 定できる機能を有するものに限る。)及び氷蓄熱槽を有するものうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.3以 上のものに限る	4パーセント																																														
冷媒用コンデンシングユ ニット	インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は冷媒をハイドロフルオロカーボンを含む混合冷媒、二酸化炭素、ア ンモニア、空気若しくは水とするものに限る。	4パーセント																																														

イ省エネ法施行令第18条第11号に掲げる電気冷凍庫のうち、電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年経済産業省告示第35号)に定める業務用冷凍庫であって、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするもの。

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	形状	
3A	縦型	$E_2 = 1.96V_2 + 186n_F + 295d_F + 788$
3B	横型	$E_2 = 4.12V_2 + 157n_F + 157d_F + 349$
4A	チェストフリーザー	$E_2 = 1.16V_2 + 211$
4B	冷凍ストッカー	$E_2 = 1.39V_2 + 359$

(備考)

- 1 「縦型」とは、日本産業規格B8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位ミリメートル)が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものを用いる。
- 2 「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものを用いる。
- 3 「チェストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。
- 4 「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。
- 5 E_2 は基準エネルギー消費効率(単位キロワット時毎年)の数値を表すものとする。
- 6 V_2 は調整内容積(単位リットル)であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

d は日本産業規格B8630(2009)に規定する外形寸法に基づく奥行き(以下「外形奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)を用いる。

V_F は冷凍室の定格内容積(単位リットル)を用いる。

区分名	調整内容積
3A	$V_2 = 800 / d \times V_F$
3B	$V_2 = 600 / d \times V_F$
4A	$V_2 = V_F$
4B	$V_2 = V_F$

(注記)ただし、上記の算定式の結果、調整内容積が区分名「3A」であって500以下の場合は500、区分名「3B」であって75以下の場合は75、区分名「4A」であって250以下の場合は250、区分名「4B」であって50以下の場合は50の数値を用いるものとする。

$7n_F$ は冷凍室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。

$8d_F$ は多扉(次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄の標準扉枚数を超えるものを用いる。)のものにあっては $d_F = 1$ とし、その他のものにあっては $d_F = 0$ とする。

形状	種類	標準扉枚数
	外形幅寸法	
縦型	825ミリメートル以下	2
	825ミリメートル超1,650ミリメートル以下	4
	1,650ミリメートル超	6
横型	1,050ミリメートル以下	1
	1,050ミリメートル超1,650ミリメートル以下	2
	1,650ミリメートル超	3

(注記)外形幅寸法とは、日本産業規格B8630(2009)で規定する外形寸法に基づく幅(単位ミリメートル)を用いる。

高効率業務用冷凍冷蔵庫(つづき)

口省エネ法施行令第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫のうち、電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年経済産業省告示第34号)に定める業務用冷蔵庫であって、同告示3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするもの

区分名	冷蔵庫の種類	形状	インバータ制御電動機	基準エネルギー消費効率の算定式
1A	冷蔵庫	縦型	有	$E_2=0.345V_2+86n_R+64d_R+315$
1B			無	$E_2=0.766V_2+86n_R+64d_R+106$
1C		横型	—	$E_2=1.12V_2+70n_R+34d_R+237$
2A	冷凍冷蔵庫	縦型	—	$E_2=0.872V_2+86n_R+64d_R+186n_F+295d_F-113$
2B		横型	—	$E_2=2.43V_2+70n_R+34d_R+157n_F+157d_F-183$

(備考)

1 「縦型」とは、日本産業規格B8630(2009)に規定する外形寸法に基づく高さ(以下「外形高さ寸法」という。)(単位ミリメートル)が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のをいう。以下同じ。

2 「横型」とは、外形高さ寸法が1,000ミリメートル以下の機器であって前開き形のをいう。以下同じ。

3 E_2 は基準エネルギー消費効率(単位キロワット時毎年)の数値を表すものとする。

4 V_2 は調整内容積(単位リットル)であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

d は日本産業規格B8630(2009)に規定する外形寸法に基づく奥行き(以下「外形奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)をいう。

V_R は冷蔵庫の定格内容積(単位リットル)をいう。

V_2 は調整内容積(単位リットル)をいう。

区分名	調整内容積
1A	$V_2=800/d \times V_R$
1B	$V_2=800/d \times V_R$
1C	$V_2=600/d \times V_R$
2A	$V_2=800/d \times (V_R+2.48V_F)+887$
2B	$V_2=600/d \times (V_R+3.74V_F)+336$

(注記)ただし、上記の算定式の結果、調整内容積が区分名「1A」及び「1B」であって500以下の場合には500、区分名「1C」であって75以下の場合には75、区分名「2A」であって1,930以下の場合には1,930、区分名「2B」であって750以下の場合には750の数値を用いるものとする。

$5n_R$ は冷蔵庫の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。

$6n_R$ は冷蔵庫の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。

$7d_R$ は冷蔵庫が多扉(次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄の標準扉枚数を超えるものをいう。以下同じ。)のものにあっては $d_R=1$ とし、その他のものにあっては $d_R=0$ とする。

種類		標準扉枚数
形状	外形幅寸法	
縦型	825ミリメートル以下	2
	825ミリメートル超1,650ミリメートル以下	4
	1,650ミリメートル超	6
横型	1,050ミリメートル以下	1
	1,050ミリメートル超1,650ミリメートル以下	2
	1,650ミリメートル超	3

(注記)外形幅寸法とは、日本産業規格B8630(2009)で規定する外形寸法に基づく幅(単位ミリメートル)をいう。

$8d_F$ は冷蔵庫が多扉のものにあっては $d_F=1$ とし、その他のものにあっては $d_F=0$ とする。

省エネ法施行令第18条第29号に掲げるショーケースのうち、ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成29年経済産業省告示第30号)の3に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率等が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。

区分	区分名	外気の遮断	形状	温度帯	冷却方式	扉の形状	基準エネルギー消費効率の算定式			
1	1A 1B 1C 1D 1E 1F 1G	クローズドタイプ	箱型	冷蔵	冷気強制循環型	スイングスライド	$E=2.24V_1+150$			
			四面・五面ガラス式 リーチイン (冷凍機が下置きのもの)			スイング	$E=4.16V_2+85$			
						スライド	$E=2.61V_3-217$			
						スイング	$E=0.822V_3+694$			
			1F 1G			ガラストップ式	冷蔵	冷気自然対流形	スライド	$E=5.08V_3+4274$
								冷気強制循環形	スライド	$E=4.11V_2+440$
										$E=19.5V_2+1643$
2	2A 2B 2C 2D 2E 2F	オープンタイプ	多段形(天井吹出形(薄形))	冷蔵	冷気強制循環形	/	中温	$E=11.6V_4-440$		
							高温	$E=8.31V_4-3$		
							低温	$E=17.9V_2+1577$		
			平形(片面)	冷蔵	中温		$E=5.03V_2+1214$			
					高温		$E=13.4V_2+4321$			
					低温		$E=20.7V_2+1558$			

(備考)

- 「薄形」とは、日本産業規格B8631-1(2011)に規定する最大外形寸法に基づく奥行き(以下「製品奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)が800ミリメートル未満のものをいう。
- 「片面」とは、日本産業規格B8631-1(2011)に規定する陳列室を一つの有するものをいう。
- 「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回転させて開閉する扉の形態をいう。
- 「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。
- Eは基準エネルギー消費効率単位キロワット時毎年)の数値を表すものとする。
- V_1 、 V_2 、 V_3 及び V_4 は調整冷却内容積(単位リットル)であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

Dは製品奥行き寸法をいう。

dは天井部の奥行き寸法(以下「天井奥行き寸法」という。)(単位ミリメートル)をいう。

Vは日本産業規格B8631-2(2011)付属書JBに規定する冷却内容積(単位リットル)をいう。

区分名	調整冷却内容積
1A	$V_1=(550/D) \times V$
1B	$V_2=V$
1C	$V_3=(800/D) \times V$
1D	$V_3=(800/D) \times V$
1E	$V_3=(800/D) \times V$
1F	$V_2=V$
1G	$V_2=V$
2A	$V_4=(600/\{(d+D)/2\}) \times V$
2B	$V_4=(600/\{(d+D)/2\}) \times V$
2C	$V_2=V$
2D	$V_2=V$
2E	$V_2=V$
2F	$V_2=V$

(注記)ただし、上記の算定式により算定した結果、調整冷却内容積が区分名ごとに定めて、次の表の右欄に掲げる下限値以下の値となるものについては、調整冷却内容積は下限値を用いるものとする

区分名	調整冷却内容積下限値
1A	172
1B	174
1C	444
1D	857
1E	389
1F	66
1G	374
2A	356
2B	267
2C	90
2D	178
2E	207
2F	163

<p>高効率ガスエンジンヒートポンプ</p>	<p>1. 室外機にガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもののうち、日本工業規格B8627(2015)に掲げる計算式に基づいて効率が算出された機器については、効率が以下の値であるものに限る。</p> <p>(日本工業規格に適合する機種のうち寒冷地仕様以外) 相当馬力数が16HP未満期間成績係数(APFp)が1.53以上 相当馬力数が16HP以上20HP未満期間成績係数(APFp)が1.70以上 相当馬力数が20HP以上期間成績係数(APFp)が1.85以上</p> <p>(日本工業規格に適合する機種のうち寒冷地仕様) 期間成績係数(APFp)が1.44以上</p> <p>(日本工業規格に適合しない機種のうち寒冷地仕様以外) 相当馬力数が10HP未満一次エネルギー換算成績係数(COPp)が1.16以上 相当馬力数が10HP以上一次エネルギー換算成績係数(COPp)が1.33以上</p> <p>(日本工業規格に適合しない機種のうち寒冷地仕様) 一次エネルギー換算成績係数(COPp)が1.36以上</p> <p>日本工業規格に適合しない機種にあつては、次に掲げる計算式に基づいて、一次エネルギー換算係数(COPp)を算出する。</p> <p>【外部供給形(※2)】(※2)発電機能を有し、発電した電力を系統(外部)に出力するもの。 $COPp = (Ccr + Chr) / 2$ $Ccr = \Phi cr / (Gcr + Pcr / (3600 / 9760))$, $Chr = \Phi hr / (Ghr + Phr / (3600 / 9760))$ Ccr: 冷房成績係数 Chr: 暖房成績係数 Φcr: 定格冷房標準能力(kW) Φhr: 定格暖房標準能力(kW) Gcr: 定格冷房標準ガス消費量(kW) Ghr: 定格暖房標準ガス消費量(kW) Pcr: 室外機の定格冷房標準消費電力<非発電時>(kW)から定格冷房標準消費電力(kW)を差し引いた値(kW) Phr: 室外機の定格暖房標準消費電力<非発電時>(kW)から定格暖房標準消費電力(kW)を差し引いた値(kW) ※COPpは、小数点3桁目を切捨て、小数点2桁目までを表示する。</p> <p>2. 室外機にガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、日本工業規格B8627-1(2006)に掲げる計算式に基づいて効率が算出された機器については、効率が以下の値であるものに限る。</p> <p>(日本工業規格に適合する機種) 期間成績係数(APF)が2.24以上</p> <p>(日本工業規格に適合しない機種) 一次エネルギー換算成績係数(COP)が1.36以上</p> <p>日本工業規格に適合しない機種にあつては、次に掲げる計算式に基づいて、一次エネルギー換算係数(COP)を算出する。</p> <p>【内部消費型(※)】(※)発電機能を有し、発電した電力をガスヒートポンプ室外機の内部のみで消費するもの。 $COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$ COP: 一次エネルギー換算成績係数 Cc: 冷房能力(単位kW) Egc: 冷房ガス消費量(単位kW) Eec: 室外機の冷房消費電力(単位kW)を1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位kW) Ch: 暖房標準能力(単位kW) Egh: 暖房標準ガス消費量(単位kW) Eeh: 室外機の暖房標準消費電力(単位kW)を1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位kW)</p> <p>【外部供給形(※2)】(※2)発電機能を有し、発電した電力を系統(外部)に出力するもの。 $COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$ COP: 一次エネルギー換算成績係数 Cc: 冷房能力(単位kW) Egc: 冷房ガス消費量(単位kW) Eec: 室外機の定格冷房消費電力<非発電時>(単位kW)から定格冷房発電量(単位kW)を差し引いた値を、1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位kW)。 Ch: 暖房標準能力(単位kW) Egh: 暖房標準ガス消費量(単位kW) Eeh: 室外機の定格暖房標準消費電力<非発電時>(単位kW)から定格暖房標準発電量(単位kW)を差し引いた値を、1kWhにつき9,760kJとして一次エネルギーに換算した値(単位kW)</p>	<p>4パーセント</p>
<p>高効率業務用ガス給湯器</p>	<p>業務の用に供するガス給湯器のうち、潜熱回収型のものに限る。</p>	<p>4パーセント</p>
<p>燃料電池設備</p>	<p>水素又は一酸化炭素及び酸素の化学反応により電気を発生させる設備のうち、定置用のものに限る。</p>	<p>4パーセント</p>

電気自動車	<p>次のイからニまで、いずれかーに該当するものに限る。</p> <p>イ 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）</p> <p>ロ 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない型式認定を取得している側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。）</p> <p>ハ 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。）</p> <p>ニ 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則第二条別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。）をいう。</p>	4パーセント
燃料電池自動車	<p>搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）</p>	4パーセント
磁気共鳴画像診断装置	<p>以下の磁気共鳴画像診断装置のうち、次のイからトまでのいずれかーに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超電導磁石式全身用MR装置 ・超電導磁石式頭部・四肢用MR装置 ・永久磁石式頭部・四肢用MR装置 ・永久磁石式全身用MR装置 <p>イ 冷凍機、冷却水循環装置（チラー）出力の可変制御または間欠運転制御</p> <p>ロ 冷却水循環装置（チラー）を使用しない</p> <p>ハ 主要構成ユニットのスリープ機能（スリープ時、待機時消費電力を削減するユニットがある）</p> <p>ニ 冷却ファンのスリープ機能（待機時、スリープ時に冷却ファンの一部、すべてのファンを停止するもの）</p> <p>ホ 造影剤を使用しない“非造影”撮影技術による環境負荷低減できる</p> <p>ヘ 液体ヘリウムを使用しない</p> <p>ト 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する</p>	4パーセント
医用X線CT装置	<p>以下の医用X線CT装置のうち、次のイからホまでのいずれかーに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。） ・部位限定X線CT診断装置（4列未満を除く。） <p>イ 機構部回転エネルギーの電力回生機能</p> <p>ロ 主要構成ユニットのスリープ機能（スリープ時、待機時消費電力を削減するユニットを有する）</p> <p>ハ 低被ばく技術搭載による消費電力の削減機能</p> <p>ニ 省エネモード機能</p> <p>ホ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する</p>	4パーセント
診断用X線装置	<p>以下の診断用X線装置のうち、次のイからヲまでのいずれかーに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据置型デジタル式汎用X線診断装置 ・移動型アナログ式汎用X線診断装置 ・移動型アナログ式汎用一体型X線診断装置 ・ポータブルアナログ式汎用一体型X線診断装置 ・据置型アナログ式汎用X線診断装置 ・据置型アナログ式汎用一体型X線診断装置 ・移動型デジタル式汎用X線診断装置 ・移動型デジタル式汎用一体型X線診断装置 ・据置型アナログ式汎用X線透視診断装置 ・移動型アナログ式汎用一体型X線透視診断装置 ・移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置 ・据置型デジタル式汎用X線透視診断装置 ・据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 ・据置型アナログ式乳房用X線診断装置 ・据置型デジタル式乳房用X線診断装置 ・据置型アナログ式泌尿器・婦人科X線透視診断装置 ・腹部集団検診用X線診断装置 ・胸部集団検診用X線診断装置 ・胸・腹部集団検診用X線診断装置 ・単一エネルギー骨X線吸収測定一体型装置 ・二重エネルギー骨X線吸収測定装置 ・二重エネルギー骨X線吸収測定一体型装置 <p>イ 主要構成ユニットのスリープ機能（スリープ時、待機時消費電力を削減するユニットがある）</p> <p>ロ 低レート撮影、低線量収集によりX線ばく射の消費電力を低減する機能</p> <p>ハ X線線量だけでなく消費電力も削減する、画像処理機能</p> <p>ニ 大電流を必要とするX線照射の条件を自動若しくは手動にて切替が可能であり、電力抑制ができる</p> <p>ホ フィルムレス等によるデジタル技術機能により検査時間の大幅な短縮ができる</p> <p>ヘ X線受光部にX線平面検出器（FPD）を採用し、電力抑制が可能である</p> <p>ト 従来、複数台の機能を1台に集約した装置や、キャビネット数の削減による消費電力の低減できる</p> <p>チ X線高電圧装置にインバーター制御方式を採用し、効率的な電力制御ができる</p> <p>リ 患者の撮影位置決めを行う光照射野表示器や光源等にLEDを使用している</p> <p>ヌ ケーススイッチOFFで省電力モードに入る</p> <p>ル 移動型装置で電動アシスト無く手動で移動できる</p> <p>ヲ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する</p>	4パーセント

<p>診断用X線画像処理装置</p>	<p>以下の診断用X線画像処理装置のうち、次のイからロまでのいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンピューテッドラジオグラフ ・ X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフ <p>イ 待機時消費電力を削減するスリープ機能を有する ロ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する</p>	<p>4パーセント</p>
<p>診断用核医学装置及び関連装置</p>	<p>以下の診断用核医学装置及び関連装置のうち、次のイからニまでのいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核医学診断用検出器回転型SPECT装置 ・ 核医学診断用リング型SPECT装置 ・ 核医学診断用ポジトロンCT装置 ・ X線CT組合せ型ポジトロンCT装置 ・ X線CT組合せ型SPECT装置 <p>イ 機構部回転エネルギーの電力回生機能 ロ 主要構成ユニットのスリープ機能(スリープ時、待機時消費電力から50%以上削減するユニットを有する) ハ 低被ばく技術搭載による消費電力の削減機能 ニ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する</p>	<p>4パーセント</p>
<p>超音波画像診断装置</p>	<p>以下の超音波画像診断装置のうち、次のイからニまでのいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動型超音波画像診断装置 ・ 汎用超音波画像診断装置 ・ 乳房用超音波画像診断装置 ・ 循環器用超音波画像診断装置 ・ 膀胱用超音波画像診断装置 <p>イ スリープ機能が搭載されている ロ 検査効率の向上により消費電力の削減 ハ 汎用携帯端末の使用により消費電力を削減 ニ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する</p>	<p>4パーセント</p>
<p>医用内視鏡</p>	<p>以下の医用内視鏡のうち、次のイからロまでのいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内視鏡ビデオ画像プロセッサ ・ 内視鏡用光源・プロセッサ装置 ・ 送気送水機能付内視鏡用光源・プロセッサ装置 <p>イ 光源としてLED、レーザーを使用するもの ロ 本体並びに構成ユニットで上記以外の省エネ技術を有する</p>	<p>4パーセント</p>
<p>分析機器</p>	<p>ラボ用分析機器、医用分析機器のうち、以下のいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 待機機能やシャットダウン機能を有するもの ロ 電源にスイッチング電源などの省電力機能を有するもの ハ 真空ポンプにインバータ方式などの省電力機能を有するもの ニ ヒーターを用いる機器で小型化や加熱方式などで省電力化しているもの ホ 光源にLEDなどの省電力素子・ランプを用いているもの ヘ 超電導方式の電流保持器を有するもの ト 単位時間当たりの処理能力(測定検体数)の向上により省電力化しているもの 	<p>4パーセント</p>